

オオブユニティ(株)の事業計画の産業廃棄物焼却施設の技術上の基準等に対する適合状況

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則のうち、該当する条項

条	項	号	省令条文	オオブユニティ(株)の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
12条			法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場を除く。)の全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。	—	—	—
		1号	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	建築物、工作物は建築基準法の耐震基準を満足する等構造耐力上安全を確保し、燃焼室内壁は耐火煉瓦で内張り、燃焼室温度に十分対応できる構造とすることとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		3号	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	排ガスによる腐食防止のため、焼却炉、廃熱ボイラについては耐火キャストブルとし、煙道には防露対策の保温施工、集じん機には防露対策として底部ヒータを設置し、結露による腐食防止措置を講じることとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		4号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	・固形物ピット及び汚泥ピットは建屋内に設置して廃棄物の飛散を防止することとしている。 ・廃酸、廃アルカリタンクはコンクリート床とし、周りはコンクリート製の防液堤を設け廃棄物の流出を防止することとしている。 ・廃油の保管場所、廃油受槽はコンクリート床とし、周りはコンクリート製の防油堤又は油水分離槽を設置することにより廃棄物の流出を防止することとしている。 ・燃え殻及びダスト類は、上部と側面3方を壁で囲った場所でコンテナにより保管し飛散を防止することとしている。 ・ピットへ投入するプラットホームは二重シャッターとするとともに、ピット内の空気を誘引し、焼却炉の燃焼用空気として使用し、悪臭の発散を防止することとしている。また、焼却炉停止時には、脱臭設備(活性炭吸着)で処理することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-2、別紙2-20-1~9) ・5 その他維持管理に関する事項 ・8 生活環境影響調査書 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		5号	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	・押込送風機等の騒音発生源施設は原則、建屋内に収納し、屋外に設置する場合はサイレンサーの設置等により騒音の発生を防止することとしている。 ・蒸気タービン、ファン等の振動発生源施設は、強固な土台に設置することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-3~12) ・8 生活環境影響調査書 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		6号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	・ごみピット(固形物ピット、汚泥ピット)内の汚水は、ごみと共に炉内に供給し、施設から発生するプラント排水は、炉内に噴霧し燃焼処理することとしている。また、減温塔での噴霧水は蒸発する。このため、焼却施設からの放流水はない。	適合していると認められる。	・8 生活環境影響調査書 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		7号	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	・固形物は固形物ピット、汚泥は汚泥ピット、感染性産業廃棄物は空調設備を備えた感染性産業廃棄物自動倉庫、廃酸、廃アルカリは樹脂製タンク、廃油はドラム缶で保管する。ダスト類はサイロに保管する。廃油以外の各保管量は、2.3~13.8日の間で十分な保管容量を確保している。なお、廃油については、予定処理量が少ないため保管数量を少なくしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-20-1~9) ・5 その他維持管理に関する事項 ・8 生活環境影響調査書 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
12条の2			法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。	—	—	—
	5項		令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の技術上の基準は、第四条第一項第七号(同号ロ(1)及び(2)並びにヌからカまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。	—	—	—
		1号	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。	—	—	—
		イ	燃焼ガスの温度が摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度)以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。	焼却炉には、起動バーナ、再燃バーナを設置し、燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上とすることができる設備を付帯することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2,11,17,18) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況

条	項	号	省令条文	オオブユニティ(株)の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
		ロ	燃焼ガスが、摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度)以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。	燃焼計算書のとおり、燃焼ガスの温度は摂氏800℃以上となり、また、二次燃焼室(二次燃焼空気吹き込み口より上)では、燃焼ガスの滞留時間を約7秒と2秒以上を確保できる構造としている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-21-1) ・6 処理工程図 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		2号	令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃PCB等及びPCB処理物の焼却施設に限る。)にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。	廃油の保管場所には、床面をコンクリート床とするとともに、周囲に溝を設置し、油水分離槽に接続している。また、廃油受槽においては、コンクリート製の防油堤を設置することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-20-1~9) ・5 その他維持管理に関する事項 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
4条	1項	7号	焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)にあつては、次の要件を備えていること。	—	—	—
		イ	法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設(同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。)である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置がそれぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	・固形物は、スクリー式の給じん装置及びシールドダンパ、汚泥は汚泥フィーダ、感染性産業廃棄物は投入シュートのダブルダンパにより、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に燃焼室に投入することとしている。 ・廃酸、廃アルカリ、廃油は噴霧ノズルによる炉内噴霧により、廃棄物を外気と遮断した状態で燃焼室に投入することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2,13~18) ・6 処理工程図 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ロ	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。	—	—	—
		(3)	外気と遮断されたものであること。	・固形物はスクリー式の給じん装置及びシールドダンパにより、汚泥は汚泥フィーダにより、感染性産業廃棄物は投入シュートのダブルダンパにより、廃酸、廃アルカリ、廃油は噴霧ノズルによる炉内噴霧により、廃棄物を外気と遮断した状態で燃焼室に投入することとしている。 ・炉底面の不燃物取出口から燃え殻、流動砂が排出されるが、不燃物取出口は不燃物と流動砂の混合物で満たされているため、外気と遮断されることとなる。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2,13~18) ・6 処理工程図 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		(4)	燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度(摂氏八百度以上)以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	燃焼ガスの温度を速やかに800℃以上とするために、起動バーナと再燃バーナを設置している。また、800℃以上を保つために再燃バーナを設置している。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2,11,17,18) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		(5)	燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。	燃焼用空気は、押込送風機、二次送風機により供給し、送風量は排ガスの酸素濃度、燃焼室温度により制御することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-11、別紙2-22) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	燃焼室の燃焼ガス温度を熱電対温度計で測定し、記録計により常時記録することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-11,16) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	燃焼ガスは、廃熱ボイラで温度を下げた後、水噴霧による減温塔により摂氏200℃以下に冷却することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-22) ・3 排ガスの処理方法 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられてい	集じん機の入口の煙道に、熱電対温度計を設置し、燃焼ガス温度を測定し、記録計により常時記録することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-11) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。	排ガス処理設備として、高度にばいじんを除去するバグフィルタを設置し、また、バグフィルタの前の煙道に消石灰を吹込み、硫酸化合物及び塩化水素を中和することとしている。さらにバグフィルタ後段に触媒反応塔を設置し、ダイオキシン類を分解することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2,11,21~23、別紙2-22) ・3 排ガスの処理方法 ・6 処理工程図 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	煙突の下部で排ガス中の一酸化炭素濃度を測定し、記録計により常時記録することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-11) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況

条	項	号	省令条文	オオブユニティ(株)の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
			ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。	焼却炉底部から排出される焼却灰(燃え殻)とバグフィルタで捕集されたばいじんは分離して排出される構造となっている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-11) ・6 処理工程図 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
			次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。	—	—	—
		(1)	ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	・ばいじんは、密閉式のダストコンベアでダストサイロに貯蔵し、混練機でキレート剤と混練し、湿った状態でコンテナにより保管することとしている。 ・焼却灰(燃え殻)は、炉底から不燃物取出コンベアで移送し、密閉構造の振動篩及び磁選機により流動砂及び磁性物を分離後、コンテナにより保管することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2,11,19,25、別紙2-20-1~9) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		(2)	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。	ばいじんをキレート剤と混練するため、ダスト混練機を設置することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2,10,11,25、別紙2-22) ・6 処理工程図 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
12条の6			法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。	—	—	—
		1号	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	受入に際しては、契約書の性状分析結果やマニフェストを確認するとともに、当該産業廃棄物の性状の目視確認及び計量を行い、種類及び量が施設の処理能力に見合ったものであることを確認することとしている。	適合していると認められる。	・5 その他維持管理に関する事項 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		2号	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	固形物、汚泥については、クレーンによる投入量を把握し、感染性産業廃棄物はダンパーの稼働回数から投入個数の把握により投入量を把握することとしている。また、廃酸、廃アルカリ、廃油については輸送ポンプの稼働時間から投入量を把握する。これらの投入量を記録し、数量を確認することにより、当該施設の処理能力以内で廃棄物を投入することとしている。	適合していると認められる。	・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		3号	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じた時は、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずることとしている。	適合していると認められる。	・5 その他維持管理に関する事項 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		4号	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設を日常点検、週点検、月点検により定期的に点検するとともに、必要に応じて定期的に機能検査を実施することとしている。	適合していると認められる。	・4 排ガスの性状等について周辺生活環境の保全のため達成することとした数値及び排ガスの測定頻度に関する事項 ・5 その他維持管理に関する事項 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		5号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	・固形物ピット及び汚泥ピットは建屋内に設置して廃棄物の飛散を防止することとしている。 ・廃酸、廃アルカリタンクはコンクリート床とし、周りはコンクリート製の防液堤を設置することとしている。 ・廃油の保管場所、廃油受槽はコンクリート床とし、周りはコンクリート製の防油堤を設置し廃棄物の流出を防止することとしている。 ・燃え殻及びダスト類は、上部と側面3方を壁で囲った場所でコンテナ、サイロにより保管し飛散を防止することとしている。 ・ピットへ投入するプラットホームは二重シャッターとするとともに、ピット内の空気を誘引し、焼却炉の燃焼用空気として使用し、悪臭の発散を防止することとしている。また、焼却炉停止時には、脱臭設備(活性炭吸着)で処理することとしている。	適合していると認められる。	・5 その他維持管理に関する事項 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		6号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	構内の清掃を適宜実施し、清潔を保持するとともに、蚊やはえの発生防止のため、薬剤を常備することとしている。	適合していると認められる。	・5 その他維持管理に関する事項 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		7号	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	機器の定期点検を実施し、機器の不具合を未然に防止することや、定期的に騒音及び振動測定を実施することにより、騒音及び振動による周囲の生活環境を保全することとしている。	適合していると認められる。	・5 その他維持管理に関する事項 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況

条	項	号	省令条文	オオブユニティ(株)の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
		9号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存することとしている。	適合していると認められる。	・5 その他維持管理に関する事項 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
12条の7	5項		法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。	—	—	—
			令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号(同号ハ及びナからケまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。	—	—	—
	1号	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度)以上に保つこと。	燃焼室温度が低下しないように再燃バーナを使用することにより、燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上に保つこととしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2,11,17,18) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況	
	3号	令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。)にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五号第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	廃油はドラム缶で保管し、保管場所は床面をコンクリート床とし、周囲に溝を設置して油水分離槽に接続している。廃油受槽は、コンクリート製の廃油の流出防止堤を設け、廃油の地下浸透を防ぐこととしている。廃油の流出防止堤は定期的に点検し、異常が認められた場合、速やかに必要な措置を講ずることとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-20-1~9) ・5 その他維持管理に関する事項 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況	
4条の5	2号		法第八条の三第一項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。	—	—	—
			焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)にあつては、次のとおりとする。	—	—	—
		イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ピットの固形物は、破砕機により破砕し、一旦破砕ピットに貯留した後、クレーンにより固形及び泥状の廃棄物を均一化するよう投入することとしている。	適合していると認められる。	・6 処理工程図 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ロ	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の規定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	固形物は、スクリー式の給じん装置及びシールドンパ、汚泥は汚泥フィーダ、感染性産業廃棄物は投入シュートのダブルダンパ、廃酸、廃アルカリ、廃油は噴霧ノズルによる炉内噴霧により、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に燃焼室に投入することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2,13~18) ・6 処理工程図 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ニ	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合には、この限りでない。	固形物は、破砕機で細かくし、燃焼しやすい形状に前処理し、定量的にかつ連続的に投入することで焼却灰の熱しやく減量を10%以下となるよう焼却することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2,11) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	起動バーナ、再燃バーナにより、炉内温度を800℃以上に昇温した後に廃棄物を投入することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2,11,17,18) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	再燃バーナで燃焼室温度を高温に保ちながら、ごみを燃焼し尽くしたことを確認して運転を停止することとしている。	適合していると認められる。	・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室に熱電対温度計を設置し、燃焼ガス温度を連続的に測定し、記録計により常時記録することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-11,16) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合には、この限りでない。	燃焼ガスは、廃熱ボイラで温度を下げた後、減温塔による水噴霧により、バグフィルタ入り口で200℃以下とすることとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-11,20) ・3 排ガスの処理方法 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況		

条	項	号	省令条文	オオブユニティ(株)の事業計画	技術上の基準への適合状況	申請書の記載箇所
		リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	バグフィルタ入口の燃焼ガス温度を熱電対温度計で連続的に測定し、記録計で常時記録することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-11) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	・バグフィルタのろ布に付着するばいじんは、高圧空気の噴射により払い落とすこととしている。 ・バグフィルタ、冷却設備に堆積したばいじんは、ダストコンベアで除去することとしている。	適合していると認められる。	・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	煙突の下部で排ガス中の酸素濃度、一酸化炭素濃度を測定し、酸素濃度の変化に応じて、燃焼空気量を調整し、燃焼を安定させることで、一酸化炭素濃度が100ppm以下となるよう燃焼管理を行うこととしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-11) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突の下部で排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録計で常時記録することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-11) ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度※以下となるようにごみを焼却すること。 ※ 処理能力4t/h以上の場合、ダイオキシン類濃度 0.1 ng/m ³	以下の維持管理を適切に行うことでダイオキシン類濃度を0.1ng-TEQ/m ³ 以下となるよう焼却することとしている。 ・焼却炉の燃焼室温度を850℃以上、滞留時間約7秒とし燃焼管理を徹底する。 ・燃焼排ガスは、廃熱ボイラ及び減温塔により摂氏200℃以下に急冷するとともに、バグフィルタの後段の触媒反応塔でダイオキシン類を分解する。	適合していると認められる。	・別紙 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 ・3 排ガスの処理方法 ・4 排ガスの性状等について周辺生活環境の保全のため達成することとした数値及び排ガスの測定頻度に関する事項 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物を2月に1回測定し、記録することとしている。	適合していると認められる。	・4 排ガスの性状等について周辺生活環境の保全のため達成することとした数値及び排ガスの測定頻度に関する事項 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		コ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	焼却廃棄物への有害物質の混入防止対策や燃焼管理を適切に行うとともに、バグフィルタ、触媒反応塔によりばい煙を処理し、維持管理計画値を遵守することで、排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることとしている。	適合していると認められる。	・3 排ガスの処理方法 ・8 生活環境影響調査書 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス処理に伴う噴霧水は、完全蒸発することとしている。	適合していると認められる。	・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	バグフィルタで捕集したばいじんは、焼却炉底部から排出される焼却灰(燃え殻)と分離して排出し、ダスト混練機によりキレート剤と混練し、コンテナで保管することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-20-1~9) ・6 処理工程図 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ダスト混練機を設置し、ばいじんをキレート剤と混練することとしている。	適合していると認められる。	・2 産業廃棄物処理施設の構造及び設備(別紙2-19-2,10,11,25、別紙2-22) ・6 処理工程図 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況
		フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消火器や消火設備を消防法の規定に従い整備することとしている。	適合していると認められる。	・5 その他維持管理に関する事項 ・21 構造基準、維持管理基準の対応状況